

総合運動場 使用許可申請手続き

名称	女川町総合運動場使用申請
手続き根拠	女川町総合運動場条例 平成3年女川町条例第16号
概要	<p>1 施設名称 町民第二多目的運動場、町民ゲートボール場、野外活動施設</p> <p>2 使用対象者 特に制限はなし。ただし、下記申請手続きにより申請書を提出し許可を受けた者。</p> <p>3 利用可能時間 午前9時～午後9時まで ただし、準備、後始末の時間を含む。 日曜日 午前9時～午後5時まで 休館日 毎週 月曜日(祝日除く) 年末年始(12月29日～1月3日)</p>
申請手続き	<p>1 使用申請 申請者 → 総合体育館 (団体)使用許可申請書…様式第1号(第5条第2項関係) (個人)使用許可申請簿…様式第2号(第5条第2項関係) ※貸切使用(団体)…使用希望日の3ヶ月前から7日前まで申請 ※個人使用…使用希望日の2日前から使用当日まで ※使用料については別紙参照</p> <p>2 使用料減免申請 申請者 → 総合体育館 使用料減免申請書…様式第2号(第2条第2項関係) ※教育上又は公益上必要と町長が認めた場合に減免となります。</p> <p>3 団体利用報告 申請者 → 総合体育館 団体利用報告書…使用終了後人数報告書を提出</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。 ・ 場内において寄付金の募集、物品の販売、飲食物の提供を行わないこと。ただし、都市公園条例により可能の場合あり。 ・ 既に許可した場合でも許可条件に違反した場合など使用許可の取消し、又は使用を停止することがあります。 ・ 使用中に建物及び付属品を破損又は紛失した場合は、使用者から徴収する場合があります。 ・ 各施設内は、「禁煙」です。たばこを吸われる方は、喫煙コーナーをご利用ください。 ・ その他、不明な点は事前に下記にお問合せ願います。
窓口	教育委員会 生涯学習課 総合運動場 TEL 0225-53-3151